

## 議案第90号

### 大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1保育所の項中大阪市立鶴町保育所の項、大阪市立浪速第2保育所の項、大阪市立大和田保育所の項、大阪市立西淡路第1保育所の項、大阪市立南方保育所の項、大阪市立中本保育所の項及び大阪市立赤川保育所の項を削り、同表保育所の項大阪市立高松保育所の項中「天王寺町北3丁目」を「天王寺町南1丁目」に改め、同表保育所の項中大阪市立浅香東保育所の項、大阪市立矢田第4保育所の項、大阪市立東田保育所の項、大阪市立長橋第1保育所の項、大阪市立長橋第5保育所の項及び大阪市立津守保育所の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1保育所の項中大阪市立鶴町保育所の項及び大阪市立浅香東保育所の項を削る改正規定並びに同表保育所の項大阪市立高松保育所の項の改正規定の施行期日は、市長が定める。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

鶴町保育所ほか12施設を廃止するとともに、高松保育所を移転するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立児童福祉施設条例（抄）

別表第1（第1条関係）

種類	名 称	位 置
保育所	省	略
	<u>大阪市立鶴町保育所</u>	<u>大阪市大正区鶴町3丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立浪速第2保育所</u>	<u>大阪市浪速区浪速西3丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立大和田保育所</u>	<u>大阪市西淀川区大和田5丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立西淡路第1保育所</u>	<u>大阪市東淀川区淡路4丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立南方保育所</u>	<u>大阪市東淀川区東中島2丁目</u>
	<u>大阪市立中本保育所</u>	<u>大阪市東成区中本4丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立赤川保育所</u>	<u>大阪市旭区赤川2丁目</u>
	省	略
	大阪市立高松保育所	大阪市阿倍野区 <u>天王寺町北3丁目</u> <u>天王寺町南1丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立浅香東保育所</u>	<u>大阪市住吉区浅香1丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立矢田第4保育所</u>	<u>大阪市東住吉区公園南矢田2丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立東田保育所</u>	<u>大阪市西成区太子1丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立長橋第1保育所</u>	<u>大阪市西成区南開2丁目</u>
	省	略
	<u>大阪市立長橋第5保育所</u>	<u>大阪市西成区長橋1丁目</u>

省

略

大阪市立津守保育所

大阪市西成区津守 1 丁目

省

略

省

略